

『驚くべき日本語』

集英社 ￥1000

いい本が出ました。一気に読んでしまいました。彼の意見に90%賛成です。185ページで、次の章からなっています。
第一章 言葉とは何か。
第二章 日本語は曖昧でも、むずかしい言葉でもない。
第三章 日本語―驚くべき柔軟性をもった世界にも、まれな言語。
第四章 世界に誇る美しい響きの日本語。
第五章 世界語としての日

苑、新明解』にもない)など。しかしまちがったニホン語の見方(神話?)にとりつかれている多くのニホン人が読むべき、いい本であることに、ちがいはない。
井の中のカワズ、大海を知らず」といいますね。この本はまさに大海にこぎだす勇気をもたせてくれるでしょう。日本の国際化は、英語で始まるではありません(172ページ)。

竹内和夫



90%賛成といたしました。10%は、たびたび出てくる膠着性という類型論のなかが、もうひとつはつきりしないこと、ニホン語をほめすぎるのではと思うこと、13ページの紗幕という訳語のこと(広辞

浅田人權裁判第3回口頭弁論

〓岡山市との争点がしだいに明らかに〓

3月12日(水)、浅田達雄さんが65歳になった途端にサービスを一切、打ち切ったことに對する怒りの裁判、第3回目が岡山裁判所でありました。今回も40人の傍聴者で傍聴席は満席になりました。
しだいに反響は大きくなっていると感じました。傍聴に來られている方々が、障害者運動に関わっている方だけではない人も傍聴に來られていたのです。
たった、10分少々やりとりでしたが、岡山市の主張などから、争点がしだいにはっきりしてきました。
裁判長から岡山市に幾つか質問をしました。その結果、市は
①支援法第7条は自由裁量の認められない処分である。
②処分の理由は強いていえば介護保険給付の支給量が確定しないことに基づき、全部支給しない、に該当する。
③支援法第7条の 介護保険を受けることができる」というのは、受けることができる」という文言に「支給量が定まらない」というのが含まれる、と答えました。そして、浅田さん側からの質問で、移動介護部分を当初支給にしたのは、違法であったと認めました。
さすが、裁判官はポイントをつかんだ質問をされて、絡まった糸を解いて、1本の糸にして、両方の争点をはっきりさせてきたな、と傍聴して、すっきり感を覚えました。
口頭弁論後の報告集会で、私達の弁護士が、解りやすく10分間の中身を解説してくださいました。
①処分のやり方がはつきりした事で原告側が求めていた処分の一つを明確にできた。
②裁判官が、介護保険申請がないと給付ができないとする

のは拡張解釈では、と指摘したことは大きなことだった。京都や福山からかけつけた原告仲間のみなさんの激励も勇気づけられました。
今回は5月21日です。今日の市側の法解釈がはつきりしたために、原告側が主張を整理して提出することになりました。この作業を時間をかけてすることができると、頑張らねばという思いでいっぱいになりました。

稲葉泰子

ニホン人は、なぜ、ニホン語をおしえることができるのか? 75

竹内和夫



語幹というもの(1)

- A: ずっとまえ③ 22 28 など語幹について書いたけれど、語幹とは「単語の中心的意味をになう部分」とした。英語の stem、ドイツ語の Stamm(シュタム)ともに木の幹などを意味する。ニホン語で語幹が問題になるのは、おもに動詞や形容詞のような語形変化するものの場合である。名詞は、雨アメが雨具アマグになるような場合があるが、まさかアが語幹(あるいは語根)とは考えられないだろう。神がかっていれば別だが。
- B: ところが国文法では「書く」の語幹は「書(カ)」だという。ふしぎなことだ。そして、「貸す、狩る、買う、咬む、勝つ、嗅ぐ」などの語幹はすべて(カ)というのだから。これらの動詞の中心的意味はなんだか、さっぱりわからない。
- C: 辞典類の付録や国語教科書の国文法にのっている動詞・形容詞の活用表には語幹(書カ)、(良ヨ)と出ている。文部省著作『中等文法、文語、口語』(ともに昭29七版翻刻)が元祖のようである。たとえば『口語篇』24ページに「形の変わる部分を活用語尾といい、これに対して変わらない部分を語幹という」とあり、つぎのページの表では「語幹か(書)、よ(読)」とでてくる。でたらめもいいところ。
- A: 明らかなように、「貸す～嗅ぐ」の語幹をすべてカというのは、漢字の訓の一部によって語幹を定義しているにすぎない。
Ka という音に6つの動詞の意味があるなど、おどろき! 国文法最大の欠点。「国定」教科書が、いまも生きている。

つづく

さすが、裁判官はポイントをつかんだ質問をされて、絡まった糸を解いて、1本の糸にして、両方の争点をはっきりさせてきたな、と傍聴して、すっきり感を覚えました。
口頭弁論後の報告集会で、私達の弁護士が、解りやすく10分間の中身を解説してくださいました。
①処分のやり方がはつきりした事で原告側が求めていた処分の一つを明確にできた。
②裁判官が、介護保険申請がないと給付ができないとする

日中友好協会倉敷支部

第13回中国問題 文化講座 中国現代史を歩く

講師：徳方宏治 (元高校教師)
日時：2014年4月19日(土) 14時～16時
場所：ライフパーク倉敷 視聴覚室
参加費 資料代 200円

次回の新聞送付作業は4月11日(金)午後1時半、民主会館2階で行います。前回お手伝いくださった方です。

石川 和
小林 和
小竹 和
竹内 和
坪井 和
三垣 和